

京情個審答申第42号
令和7年6月27日

京都府公立大学法人
理事長 金 田 章 裕 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（公開請求拒否）及び公文書非公開決定
（不存在等）に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年12月23日付け4京法第101号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が非公開（公開請求拒否）とした判断については、妥当である。一方、処分庁が非公開（不存在等）とした判断については、条例の解釈及び適用に誤りがあるものの、結論において妥当とせざるを得ない。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年12月1日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第1条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府公立大学法人理事長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「○年○月○日に京都府立医科大学付属病院にて手術（○医師も執刀した手術）を行った○氏の○損傷事故（以下、「本件事故」という。）に関する文書ないしデータ（病院の医師・職員が送受信した電子メールを含む。）以下の(1)(2)(3)の資料を含むが、これらに限られない。(1)本件事故に関する医療事故調査報告書（以下「本件公開請求文書①」という。）(2)本件事故に関する医療安全委員会の検討議事録（以下「本件公開請求文書②」という。）(3)患者への説明もなしに○医師（以下、「○医師」という）に○を含む開胸操作を執刀させた病院の判断の根拠が記載された資料、および、○医師が○を損傷したことが手術室の天井カメラに映っていた事実をご家族への説明にどのように扱うつもりであったのかという病院の方針が記載された資料（以下「本件公開請求文書③」という。）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、令和3年12月16日、「対象公文書には個人又は法人に関する情報が多く含まれており、かつ、その内容が複雑なものであり、関係機関との調整に時間を要するため」として、条例第11条第2項の規定により公開決定等を行う期間を令和4年1月31日まで延長した。
- 3 令和4年1月31日、処分庁は、本件公開請求のうち、本件公開請求文書①及び②についてはその存否を答えること自体が「非公開情報を公開することとなる」として、公文書非公開決定（公開請求拒否）（以下「本件公開請求拒否処分」という。）を行い、公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を、本件公開請求文書②及び③については「公文書が存在しない」として、公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件非公開決定処分」という。）を行い、公文書非公開決定通知書（不存在等）を、同日、審査請求人に送付した。
- 4 令和4年3月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件公開請求拒否処分及び本件非公開決定処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和4年3月31日付けで受付された。
- 5 令和4年12月23日、諮問庁である京都府公立大学法人理事長（以下「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件公開請求拒否処分及び本件非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

第4 諮問庁の説明の要旨

処分庁が、弁明書、再弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 存否応答拒否を理由とする本件公開請求拒否処分について

- (1) 本件公開請求文書①及び②は、請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報」である、特定人の手術の存否を公開することとなるため、条例第9条により本件公開請求拒否処分を行ったものである。
- (2) 公文書公開制度は、条例第4条において、何人に対しても等しく公文書の公開請求権を認めるものであり、請求の理由や利用目的等の個別的事実とは問わない。
よって、条例第6条に規定する非公開情報は、請求者の属性に関わらず一律に適用されるものであり、当該情報が審査請求人にとって既知の情報であっても非公開情報に該当する。
- (3) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件公開請求拒否処分は妥当である。

2 本件非公開決定処分について

- (1) 審査請求人は、本件公開請求文書②及び③に該当する公文書が存在する旨、主張するが、電子メール等を含め存在しない。
- (2) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件非公開決定処分は妥当である。

3 文書の特定について

- (1) 公文書公開請求書に例示された文書以外の公文書についても、その存否を答えること自体が、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報」である、特定人の手術の存否を公開することとなるため、条例第9条により本件公開請求拒否処分を行ったものである。
- (2) 条例第6条に規定する非公開情報は、1の(2)で述べたとおり、請求者の属性に関わらず一律に適用されるものであるため、審査請求人にとって手術の存否が既知の情報であっても、当該情報は条例第6条に規定する非公開情報に該当する。

第5 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び再反論書並びに当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

1 存否応答拒否を理由とする本件公開請求拒否処分について

- (1) 処分庁は、公文書の存否を答えること自体が条例第6条に規定する非公開情報を公開することとなる旨、主張するが、審査請求人が本件手術を執刀し、本件事故の発生を認識していることから、「個人の権利利益を害するおそれ」等が発生することはない。
- (2) 本件公開請求文書①は、医療行為に伴う事故の発生状況や発生理由の分析結果を記述し、事故を繰り返さないように情報共有する趣旨の文書である。専門誌、学会等で一般にも公開されている同様の報告文書においても、「事案」として紹介されることが通常であり、個人が特定されないよう匿名加工し公開することは十分可能であり、処分庁の「特定人の手術の存否を公開することになる」という非公開決定理由は、正当な理由になりえない。
- (3) 本件公開請求文書②について、処分庁は、アクシデントレポートの存否を答えること自体が「個人に関する情報」を公開することとなるとするが、審査請求人が行った当該文書を対象とする個人情報開示請求に対する個人情報不存在決定に係る審査請求において、処分庁は、「アクシデントレポートは匿名で報告されるため、請求人の個人情報は記載されていない」としていることから、処分庁の主張は矛盾している。
- (4) カルテ開示は、本件事故の遺族も行っており、一般にも医療の仕組みの中で患者の権利として社会通念上当然のこととされている。
公文書の存否を答えること自体が非公開情報を公開することになるとの非公開決定理由は、情報の隠蔽であり、知る権利を著しく侵害し、行政に対する信頼を大きく失墜させる違法行為である。

2 本件非公開決定処分について

- (1) 本件公開請求文書②は、存在する。
審査請求人は、本件事故についてのアクシデントレポートを作成し、医療安全委員会に報告を行っていることから、これを受けた同委員会が本件事故について検討を行う過程で電子メールを含む何らかの文書が作成されているはずであり、また、1(3)のとおり、処分庁の主張は矛盾している。
- (2) 本件公開請求文書③について、執刀医に係る病院の判断のプロセスにおいて、診療科長による指示、命令等のやり取りが電子メールを含むデータでなされた可能性が高い。
また、手術ビデオの存在について電話による申し送りの際に言及されていることから、手術ビデオに係る遺族やその家族への説明についての決定プロセスにおいて、診療科長による指示、命令等のやり取りが電子メールを含むデータでなされた可能性が高い。
これらのことから、本件公開請求文書③に該当する文書は存在し、公開の対象となる。

3 文書の特定について

処分庁は、公文書公開請求書に例示した本件公開請求文書①、②及び③以外の文書について特定しておらず、そもそも請求の対象となる公文書の特定自体が適切になされていない可能性がある。

第6 審議会の判断理由

1 存否応答拒否を理由とする本件公開請求拒否処分について

- (1) 審査請求人は、自身が本件手術を執刀していること等から、条例第9条に該当しない旨を主張していることから、この点について検討し、判断する。
- (2) 公文書の公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、条例第9条は、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について規定したものである。
- (3) 同条に規定する「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」とは、公開請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる非公開情報を公開することとなる場合をいう。
- (4) そもそも公文書公開制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり（条例第4条）、請求人と公開請求に係る公文書に記載された内容との関係性、請求の理由や利用目的等の個別的事情は問わないものである。
すなわち、公文書の公開を請求する者が誰であるかによって、公開、非公開の結論に影響を及ぼすものではない。
- (5) これを本件公開請求についてあてはめると、特定の日及び特定の場所において行われた特定の患者に対する手術において発生した医療事故を前提に、本件公開請求文書①、②及び③の公開を求めるものである。
そのため、これらの文書の存否を答えることは、当該患者に対する当該手術の事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなり、これは通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる、特定の者の病気に関する情報を公開することとなる。
審査請求人は本件手術を執刀している旨、主張するが、同人が本件手術を既知であるか否かは公開、非公開の結論に影響を及ぼすものではない。
- (6) したがって、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、本件公開請求文書①及び②について、条例第9条の規定により請求を拒否したことは妥当である。

2 本件非公開決定処分について

- (1) 処分庁は、本件公開請求文書②について、条例第9条の規定により本件公開請求拒否処分をすると同時に、本件公開請求文書③とともに文書が不存在であることを明らかにする本件非公開決定処分を行っていることについて言及する。

(2) 本件公開請求文書②は勿論、本件公開請求文書③もまた、1の(2)から(5)までに述べるとおりの理由から、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により請求を拒否すべきものである。

(3) しかしながら、処分庁は、本件公開請求文書②及び③が不存在であることを明らかにして本件非公開決定処分を行っている。

このような場合においては、改めて原処分を取り消して条例第9条を適用する意味はなく、本件非公開決定処分は結論において妥当とせざるを得ない。

3 前記2(3)のような事態は、本件公開請求に対応した処分庁の職員ひいては実施機関が、条例に基づく公文書公開請求制度に関して十分に理解していないために生じたものと考えざるを得ない。

処分庁をはじめとする実施機関においては、職員に対する指導体制の確立、研修の実施等により、制度の適切な運用の確保に努めることが強く望まれる。

とりわけ、処分庁は、患者の個人情報をはじめ要配慮個人情報を扱う組織であり、特に適正かつ厳格な個人情報の取扱いが求められるにもかかわらず、このような事態を生じさせたことは甚だ遺憾であり、猛省を促すとともに、個人のプライバシーは個人の尊厳にかかわる権利であること、一旦侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすことになること等、個人情報の性格と重要性を十分認識し、今後は適切に対応されたい。

4 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和４年１２月２３日	諮問書の受理
令和５年 ３月 ８日	第１回審議会
令和５年１２月２０日	第２回審議会
令和６年 ４月１６日	第３回審議会
令和６年１２月１２日	第４回審議会
令和７年 １月１７日	第５回審議会
令和７年 ３月１２日	第６回審議会
令和７年 ６月２７日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第１部会

委 員（部会長）	山 本 克 己
委 員	奥 野 美奈子
委 員	原 田 大 樹
委 員	宮 本 恵 伸
委 員	山 舗 恵 子